

(様式)

個人情報ファイル（登録）簿

1 個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル	
2 実施機関の名称	岩手県警察本部長	
3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、盛岡東警察署、盛岡西警察署、岩手警察署、紫波警察署、花巻警察署、北上警察署、奥州警察署、一関警察署、千厩警察署、大船渡警察署、遠野警察署、釜石警察署、宮古警察署、岩泉警察署、久慈警察署、二戸警察署	
4 個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために用いる	
5 記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名（法人の場合は名称と代表者）・ふりがな・住所（法人の場合は所在地）、4 電話番号・その他連絡先、5 申請事由、6 標章使用期間、7 使用車両の種類・登録（車両）番号、8 標章使用者の住所・職業・氏名・年齢、9 申請代理人の住所、氏名、10 申請代理人との関係、11 標章の番号・交付年月日、12 標章の有効期限、13 記載事項変更の届出年月日・内容・理由、14 再交付の申請年月日・理由、15 標章の返納年月日	
6 記録範囲	現に駐車禁止除外指定車標章を受けている者、駐車禁止除外指定車標章を返納した者	
7 記録情報の収集方法	駐車禁止除外指定車標章の交付申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、駐車禁止除外指定車標章の返納	
8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9 記録情報の経常的提供先	-	
10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 警察本部情報センター他 (別紙のとおり)	
	(所在地) 岩手県盛岡市内丸8番10号他 (別紙のとおり)	
11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
12 個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	
13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
15 行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を	-	

することができる期間	
備考	—

※ 13~17 の欄に「斜線」が記載されている場合は、本票は「個人情報ファイル登録簿」であること